平成３０年（フ）第３９４４号
東京都中野区野方５丁目16－６－202
債務者　大竹　　渉
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６２号
静岡市清水区横砂南町11番４号　ベイサイドニッコウ102
債務者　栗田眞由美
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７８号
静岡市葵区千代１丁目６番41号
債務者　鬘櫛　　将
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５８３号
東京都多摩市永山２丁目３番地３－206
債務者　河西　信一
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８４号
東京都多摩市永山２丁目３番地３－206
債務者　河西　久子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８５号
東京都多摩市永山２丁目３番地３－206
債務者　河西　孝之
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７８号
静岡市葵区瀬名１丁目20番３－22号
債務者　夏目　道吉
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３２１号
埼玉県行田市大字上池守674番地３、旧住所埼玉県深谷市上野台84番地１　ローズマンション高穂106号
破産者　角田　里美
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３４３号
埼玉県本庄市東台２丁目４番８号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県さいたま市北区本郷町453番地本郷グリーンハイツＢ棟103号
破産者　岡根電気工事株式会社
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第６１号
埼玉県熊谷市上奈良1372番地２
破産者　埼北住器有限会社
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０９号
神奈川県厚木市中町２丁目９番11号
破産者　シーアイ株式会社
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４８号
熊本市東区長嶺東８丁目13番47号
破産者　有限会社ＣＯＣＯＲＯ
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
富山市水橋町３番地
破産者　有限会社尾島商店
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
（最後の住所）富山市水橋町３番地１
破産者　亡尾島正敏相続財産
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４６号
名古屋市東区東桜１丁目10番33号
破産者　株式会社モテるお店作りプロジェクト
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８１号
名古屋市瑞穂区十六町１丁目39番地
破産者　東海防水工業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２６号
名古屋市中区三の丸１丁目13番６号　大和丸の内ビル６Ａ
破産者　株式会社コンテンツファクトリー
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
三重県伊賀市北山1560番地
破産者　伊賀木質バイオマス利用協同組合
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部